

仕様書

本仕様書は、資源物(廃食用油)売払いについて、その内容及び見積条件を示したものである。

1 契約名 生環第201号
令和8年度 資源物(廃食用油)売払契約

2 引渡場所 福知山市環境パーク(福知山市字牧285番地)

3 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日

4 引取期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 内容及び見積・引取条件

- (1) 今回売払う廃食用油は、家庭から排出された廃食用油(天ぷら油)を市が回収したものである。
- (2) 現在、本市ではペットボトルもしくはポリタンクへの移し替えによる回収を実施しているため、受注者は裏面を参照のうえ、ペットボトル保管容器・ポリタンク等回収に必要な物品を設置すること。
- (3) 令和6年度の搬出実績は705lであり、令和8年度は約705lの搬出を見込んでいる。
- (4) 廃食用油の引取は、市が希望する開場日(平日、祝日)に行うこと。
- (5) 廃食用油の正味重量は、受注者の計量器により行うこと。
また、引取の都度引取記録を作成し、月末締めにて本市へ引取量の報告を行うこと。
- (6) 引取に使用する車両は、積込み・搬出に適したものとすること。また、廃食用油の積込終了後(原則、受注者自身で積み込む)、付近の清掃、後片付けを行うこと。なお、積込時等においては、他の搬入車両の支障にならないように注意すること。
- (7) 引取の際は、事前に市と協議し、日程調整を行うこと。原則として引取指定日の午前8時半から12時、午後1時から午後4時半までの時間に搬出すること。
- (8) 本仕様書で定めない事項については、双方で協議すること。

